

# 令和8年度 個人住民税のしおり

## ■ 主な税額控除

- **調整控除**・・・所得税から住民税へ税源移譲が行われた際、その人的控除額の差から生ずる負担増を調整するために設けられた税額控除です。

納税義務者の合計課税所得金額	控除額
200万円以下の場合	AかBかいずれか少ない金額の5%
200万円超の場合	A-(B-200万円)の5% (※ただしAからBを控除した額が5万円を下回る場合は5万円の5%)

A・・・所得税との人的控除額の差額の合計額（※下表参照）

B・・・合計課税所得金額 (= 総合課税の課税所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額)

控除の種類	差額	控除の種類		差額			控除の種類		差額	
		納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	控除の種類	差額			
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円		特定	18万円
	同居特別	22万円	配偶者 特別控除	50万円未満	5万円	4万円	2万円		老人	10万円
勤労学生控除	1万円	50万円以上 55万円未満		3万円	2万円	1万円	同居老親等	13万円		
ひとり親控除	女親	5万円	基礎控除	5万円※ ※調整控除額の算出時に用いる金額であり、実際の控除額の差とは異なります。						
	男親	1万円※								
寡婦控除	1万円									

- **寄附金税額控除**・・・四條畷市では、以下①～⑤の寄附金が税額控除対象です。

- ① 都道府県・市町村への寄附(ふるさと納税)・・・市・府民税へ適用できます。
- ② 大阪府共同募金会への寄附・・・市・府民税へ適用できます。
- ③ 日本赤十字社への寄附・・・市・府民税へ適用できます。
- ④ 大阪府が条例で指定した寄附・・・府民税へ適用できます。
- ⑤ 四條畷市が条例で指定した寄附・・・市民税へ適用できます。

課税総所得金額(円)	割合ア	割合イ
～ 1,950,000	84.895%	84.895 分の 5.105
1,950,001 ～ 3,300,000	79.79%	79.79 分の 10.21
3,300,001 ～ 6,950,000	69.58%	69.58 分の 20.42
6,950,001 ～ 9,000,000	66.517%	66.517 分の 23.483
9,000,001 ～ 18,000,000	56.307%	56.307 分の 33.693
18,000,001 ～ 40,000,000	49.16%	
40,000,001 ～	44.055%	

※特例控除適用時の控除税額は、総所得金額等の30%を寄附金の合計額の上限として、下表のA+B+C（ただし、C.申告特例控除はワンストップ特例を利用した人のみ）の合計額(内訳は、市民税・・・5分の3、府民税・・・5分の2)

A.基本控除額	(寄附金の合計額-2,000円)×10%	
B.特例控除額	(寄附金の合計額-2,000円)×割合ア	※住民税所得割額の20%が限度
C.申告特例控除額	B×割合イ	

- その他の税額控除については、税額決定・納税通知書の2ページ目、「市民税・府民税 課税明細書」の裏面をご覧ください。

## 3. 年金特別徴収の仕組み

公的年金からの差し引き(年金特別徴収)は「仮徴収」と「本徴収」とで行われます。次の表のとおり、令和8年4月から令和9年の2月までの一年間で、年金支給月に合わせて6回に分けて税額を差し引きします。(※税額変更等により、次年度以降でも初年度のような徴収方法になる場合あり)

年金特別徴収の初年度	普通徴収		年金特別徴収(本徴収)		
	1期(6月末納期限)	2期(8月末納期限)	10月	12月	2月
年金特別徴収税額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左

次年度以降	年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金特別徴収税額	前年度の年税額の1/6	同左	同左	(今年度の年税額-仮徴収税額)の1/3	同左	同左

## 1. 住民税のあらまし

個人市民税は、個人府民税と合わせて、一般的に個人住民税と呼ばれます。税額計算のもとになる金額などが同じであるため、市が併せて税額を計算・通知し、市へ納めます。個人住民税は、納税義務のある人すべてに対して均等に課税される 均等割 と、その人の所得に応じて課税される 所得割 から成ります。

## ■ 納税義務者

令和8年1月1日現在、市内に住所を持つ人や、市内に事務所や事業所、家屋を持つ人に納税の義務が生じます。

- 年の途中で転出した人・・・四條畷市で課税し、納税します。転出先へ納税するのは、令和9年度からです。
- 年の途中で死亡した人・・・親族などの相続人が納税義務を引き継ぎ、四條畷市で課税し、納税となります。

納税義務者	納める税額
市内に住んでいる人	均等割額 + 所得割額
市内に住んでいない人のうち、市内に事務所・事業所または家屋がある人	均等割額

## ■ 非課税の人

- **均等割も所得割も課税されない人**

- (1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2)障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

- **均等割が課税されない人**

前年合計所得金額が次の計算で求めた金額以下の人

- (1)同一生計配偶者・扶養親族がいる・・・**35万円×[本人+同一生計配偶者+扶養親族]の人数+10万円+21万円**
- (2)同一生計配偶者・扶養親族がいない・・・**35万円+10万円**

- **所得割が課税されない人**

前年の総所得金額等の合計額が次の計算で求めた金額以下の人

- (1)同一生計配偶者・扶養親族がいる・・・**35万円×[本人+同一生計配偶者+扶養親族]の人数+10万円+32万円**
- (2)同一生計配偶者・扶養親族がいない・・・**35万円+10万円**

※合計所得金額・・・総所得金額 + 退職所得以外の分離課税の所得など

※総所得金額等・・・合計所得金額 - 純損失または雑損失の繰越控除、居住用財産に係る譲渡損失繰越控除金額など

## 2. 税額計算

### ■ 総合課税の場合

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割税率} \\ \text{【10\%】} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{【4,300} \\ \text{円】} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{森林環境税} \\ \text{(国税)} \\ \text{【1,000円】} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除} \\ \text{不足額} \\ \hline \end{array}$$

※所得割額の内訳は、**市民税6%・府民税4%**、均等割額の内訳は、**市民税:3,000円・府民税:1,300円**。

※森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税をいう。均等割と併せて加算される。**森林環境税(国税):1,000円**。

※上の図の( )内の金額を課税所得金額という。計算後、1,000円未満の端数を切り捨てた金額。

※所得割額は、市民税と府民税をそれぞれ計算し、100円未満の端数をそれぞれ切り捨てる。

※控除不足金額は、所得割額で控除できなかった配当割額または株式譲渡所得割額を指す。

### ■ 分離課税の場合

下記の所得がある場合、総合課税とは別に税額計算します。分離課税所得の税率は次の表のとおりです。

土地等や建物等の譲渡	長期譲渡			短期譲渡	
	一般	特定	軽課	一般	軽課
株式の譲渡	5%	2,000万円以上・・・4% 2,000万円未満・・・5%-20万円	6,000万円以上・・・4% 6,000万円未満・・・5%-60万円	9%	5%
	上場株式	一般株式			
上場株式等の配当等	5%	5%			
先物取引	5%				

■ 所得金額

所得の種類	種類	所得金額の計算
事業	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業など	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
不動産	地代、家賃、権利金など	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
利子	公社債や預貯金などの利子	収入金額
配当	株式の配当など	収入金額－元本取得に要した負債の利子
給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの所得	収入金額－給与所得控除額(別表①)
雑	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額(別表②)
	業務	総収入金額－必要経費
	その他	総収入金額－必要経費
譲渡(総合課税)	土地、家屋、株式以外の資産を売って得た所得	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額50万円
一時	生命保険契約等の一時金、満期返戻金や解約返戻金など	収入金額－支出した金額－特別控除額50万円

● 別表①:給与所得の計算方法(※)

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

給与収入額(A)	給与所得額
1円以上 ～ 65万1千円未満	0円
65万1千円以上 ～ 190万円未満	収入－65万円
190万円以上 ～ 360万円未満	収入÷4×2.8－8万円
360万円以上 ～ 660万円未満	収入÷4×3.2－44万円
660万円以上 ～ 850万円未満	収入×0.9－110万円
850万円以上(所得金額調整控除を適用しない場合)	収入－195万円

● 別表②:公的年金等の雑所得の計算方法(※)

生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
65歳未満 S36.1.2 以後生まれ	130万円未満	収入－60万円
	130万円～410万円未満	収入×75%－27万5千円
	410万円～770万円未満	収入×85%－68万5千円
	770万円～1,000万円未満	収入×95%－145万5千円
	1,000万円以上	収入－195万5千円
65歳以上 S36.1.1 以前生まれ	330万円未満	収入－110万円
	330万円～410万円未満	収入×75%－27万5千円
	410万円～770万円未満	収入×85%－68万5千円
	770万円～1,000円未満	収入×95%－145万5千円
	1,000万円以上	収入－195万5千円

**公的年金以外の所得が1,000万円を超える場合は計算方法が異なります。詳しい内容については、お問合せ下さい。**

■ 所得控除

控除の種類	控除額																					
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%) (2) (損失額－保険金等により補てんされる金額)のうち、災害関連支出の金額－5万円																					
医療費控除 ※AかBのどちらかを 選択適用	A.医療費控除 (支払った医療費の額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額)【限度額200万円】 B.医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) (特定一般用医薬品等購入負担額－12,000円)【限度額88,000円】																					
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額																					
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額																					
生命保険料控除	A.一般の生命保険料分＋B.介護医療保険料分＋C.個人年金保険料分【合計限度額70,000円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新契約 (平成24年1月1日以後の契約)</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。</p>	区分	支払保険料額	控除額	旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約 (平成24年1月1日以後の契約)	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円
区分	支払保険料額	控除額																				
旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)	15,000円以下	支払額の全額																				
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																				
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																				
	70,001円以上	35,000円																				
新契約 (平成24年1月1日以後の契約)	12,000円以下	支払額の全額																				
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																				
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																				
	56,001円以上	28,000円																				

地震保険料控除	地震保険契約分＋長期損害保険契約等分【合計限度額25,000円】			
	区分	支払保険料額	控除額	
	地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	
		50,001円以上	25,000円	
長期損害保険 (平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約)	5,000円以下	支払額の全額		
	5,001円～15,000円 15,001円以上	支払額×1/2+2,500円 10,000円		
※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。				
障害者控除	●特別障害者…30万円(ただし、同一生計配偶者または扶養親族のうち、同居の特別障害者…53万円) ●普通障害者…26万円			
寡婦控除	26万円(ただし、合計所得金額が500万円以下で、次のどちらかに該当するもの) (1)夫と離別後、婚姻しておらず、子以外の扶養親族を有する (2)夫と死別後、婚姻していない又は夫の生死が明らかでない			
ひとり親控除	30万円(合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する)			
勤労学生控除	26万円(本人が学校教育法に規定する学生で合計所得金額85万円以下かつ給与以外の所得が10万円以下であること)			
配偶者控除	※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合			
		納税者本人の合計所得金額		
	一般	900万円以下 33万円	900万円超、950万円以下 22万円	950万円超、1,000万円以下 11万円
	老人(70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超、133万円以下の場合			
	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
扶養控除	※合計所得金額が58万円以下の扶養親族がいる場合(国外居住親族については、一定の人に限定されます。)			
	区分	控除額	該当の扶養親族	
	一般	33万円	16歳以上で下記(「特定」、「老人」、「同居老親等」)以外の人	
	特定	45万円	19歳以上23歳未満の人	
	老人	38万円	70歳以上の人	
	同居老親等	45万円	老人扶養のうち、本人またはその配偶者と同居している父母等	
特定親族特別控除	※生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万超123万円以下の方がいる場合			
	特定親族の合計所得金額	控除額	給与収入	
	58万円超 85万円以下	45万円	123万円超160万円以下	
	85万円超 90万円以下	45万円	123万円超160万円以下	
	90万円超 95万円以下	45万円	123万円超160万円以下	
	95万円超 100万円以下	41万円	160万円超165万円以下	
	100万円超 105万円以下	31万円	165万円超170万円以下	
	105万円超 110万円以下	21万円	170万円超175万円以下	
	110万円超 115万円以下	11万円	175万円超180万円以下	
	115万円超 120万円以下	6万円	180万円超185万円以下	
120万円超 123万円以下	3万円	185万円超188万円以下		
基礎控除	※合計所得金額2,500万円超は控除の適用はありません			
	合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円		

このしおりについてのお問い合わせ

四條畷市 財務部 税務課 市民税担当 ☎072-877-2121(代) 0743-71-0330(代) 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号